



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

株を売った損失が、株の配当の税金で少し取戻せるようになりました。

「もうはまだなり、まだはもうなり」
「上がり下がりも三度まで」
「不景気の中の株高」

株式相場等の格言には、おもしろいものがたくさんあります。昨今の状況は上の三つでしょうか？
高いときに買ってしまっただけで塩漬けになった株はどうしようもありませんが、今年から株を売って損が出た場合
配当をもらっている上場株の税金が取り戻せるようになりました。(減税)

1 配当所得

配当所得は原則として総合課税の対象とされていますが、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当所得(一定の大株主等が受けるものを除きます。)については、15%(他に地方税5%)の税率による申告分離課税を選択できます。

申告する上場株式等の配当等については、その全部について、総合課税を選択するか、それとも申告分離課税を選択するかを統一しなければなりません。
なお、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、100万円以下の部分について、7%(他に地方税3%)の軽減税率が適用されます。

2 上場株式等に係る譲渡損失がある場合

平成21年分以後の所得税の確定申告において、上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額(以下、上場株式等に係る譲渡損失の金額といいます。)がある場合には、一定の要件の下、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することができます(当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。)

また、上記の控除をしてもなお、上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、一定の要件の下、翌年以後3年間にわたり、各年分の申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することができます(前年以前に既に控除した部分を除きます。)

3 実際の減税効果？

うまく当てはまれば、配当の10%程度の減税が受けられます。

しかし実際には、配当の明細を確定配当・中間配当すべて保管しておかなくてはなりません。
また上場株式等に係る譲渡損失の金額の明細も必要です。

確定申告では非常に複雑で、改正が多い株式等の譲渡所得になってしまいますので、当事務所の手数料も譲渡所得の分だけで1万円以上はかかります。

税務署に持ち株の明細をすべて公表し、少しの節税効果では寂しいですね。

そして何よりも株式を持っている損をした資産家の方のみ、減税の恩恵が受けられるものです。